

淀川河川公園 西中島・十三野草地区 公園整備計画（案）

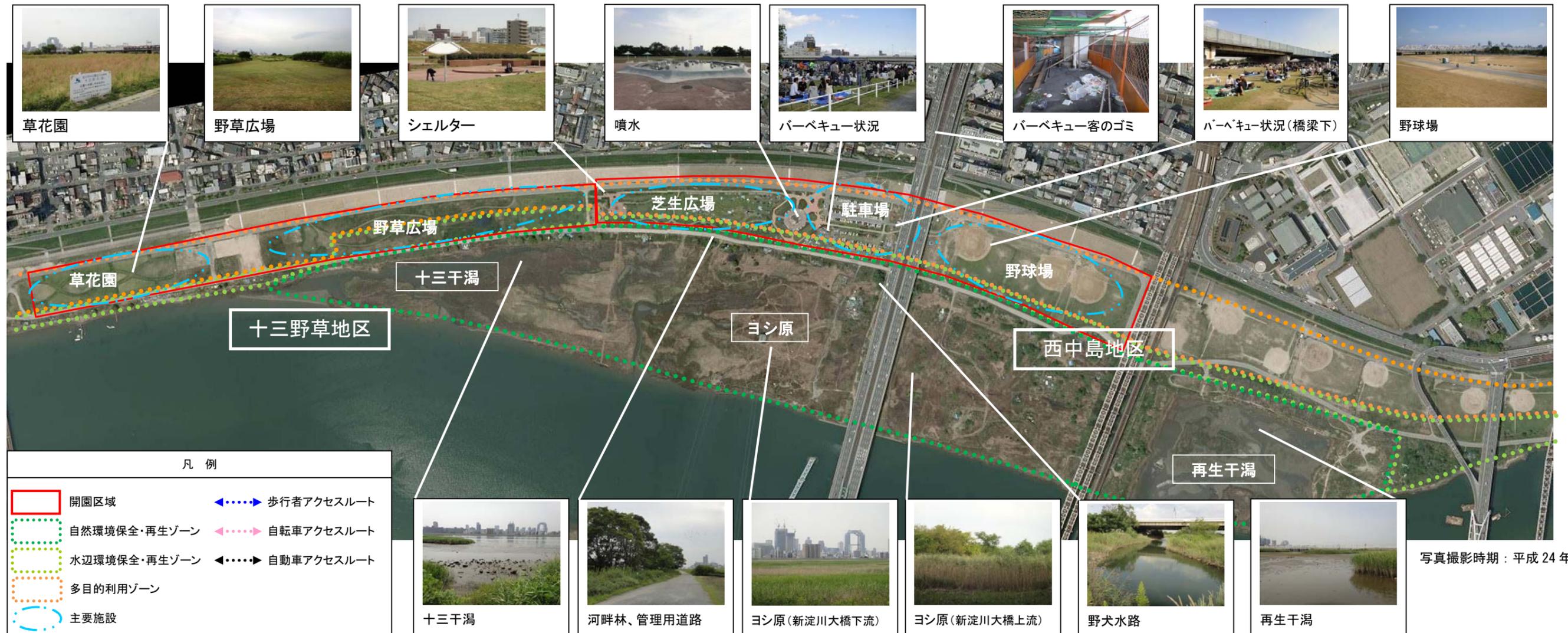
■ 1. 西中島・十三野草地区の現況

年間利用者数と主な公園施設

	年間利用者	主な公園施設
西中島地区	平成 23 年度年間利用者数 467,057 人 (野球場 28,847 人) ※()は内数	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場: 3 面 ・駐車場: 130 台(常設) 40 台(臨時) ・管理所: 1 箇所 ・トイレ: 6 基(うち身障者用 1 基) ・バーベキューエリア
十三野草地区	平成 23 年度年間利用者数 104,812 人	<ul style="list-style-type: none"> ・草花園、野草広場、池

各視点からの現況

	ゾーニング計画の実現	魅力	快適性	つながりの改善
西中島地区	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の供用区域の大部分が「多目的利用ゾーン」となっている。 ・供用区域の水面側の帯状のエリアが「水辺環境保全・再生ゾーン」になっており、駐車場・野球場の一部が含まれている。 ・地区の河川側にヨシ原が広がり「自然環境保全・再生ゾーン」になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が下流域では最大であり、年間約47万人に利用されている。 ・バーベキューエリアが指定されている。 ・公園の河川側に大面積のヨシ原が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場周辺や野球場等の周辺に6箇所のトイレが用意されている。 ・園内にシェルターが設置されている。 ・バーベキューエリアの利用者のゴミの不法投棄や野犬の存在が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下流方向には緊急用河川敷道路を通じて移動は容易である。 ・堤防道路は歩行者・自転車のみ通行できる。 ・横断方向は階段での移動が中心でバリアフリーには未対応である。 ・公共交通では、徒歩圏内に地下鉄西中島南方駅や阪急南方等がある。
十三野草地区	<ul style="list-style-type: none"> ・「多目的利用ゾーン」と「水辺環境保全・再生ゾーン」から構成されている。 ・十三干潟は「自然環境保全・再生ゾーン」になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・草花園が下流側にある。 ・公園の河川側に淀川で最大の干潟が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都会のビル群と淀川の水面、野草の緑が織り成す独特の景観が楽しめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤内地側の周辺地域からのアクセスは階段のみである。



■ 2. 西中島・十三野草地区の整備方針（案）

淀川河川公園基本計画に基づき、地区特性を踏まえ、西中島・十三野草地区の整備方針を以下のように設定します。

淀川河川公園の整備方針（基本計画）

（1）ゾーニング計画を新たに定める

- 基本計画における地区区分計画を改め、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するようなゾーニング計画を新たに定める

（2）淀川の自然環境の保全・再生を図る

- 自然環境の連続性に留意しながら、自然環境のネットワーク及び淀川の特徴ある水辺の景観を保全・再生する
- 干潟や砂州、ヨシ原、ワンド、たまり等の水陸移行帯や淀川固有の生物が生息・生育できる場を保全・再生する

（3）淀川らしい利用ができるようにする

①淀川の自然環境と利用との調和を図る

社会動向の変化、周辺の都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見を踏まえ、地区ごとの特性を考慮しながら淀川の自然環境と利用との調和を図る

②淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

地区ごとの特性を活かし、水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

③淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ

散策やジョギング、サイクリングなどが行えるよう、淀川全体をつなぐとともに、周辺地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策・周遊等のルート設定や、広域避難地としての役割など、まちと淀川をつなぐ取り組みを行う

④淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる

水辺越しに見える都心部の眺望景観、北摂連山や天王山、男山、生駒山地などの山なみと一体的な景観との調和を図り、水辺の景観を楽しめる場をつくる

（4）淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

- 渡しや舟運、旧毛馬閘門・洗堰や川港跡、樋跡、三川合流部などの保存や展示、言い伝えを後世に伝えるなど、淀川にまつわる歴史・文化の資源を活かす

西中島・十三野草地区の特性

- 淀川で最大規模の干潟やヨシ原などの豊かな自然環境が存在する
- 大阪の都心にあり最寄り駅から近く、休日はバーベキュー利用者等で賑わっている
- 老朽化した噴水等の人工的な施設が存在する
- 十三野草地区には草花苑が存在している

西中島・十三野草地区の整備方針

◇河川敷から干潟環境までの自然環境の連続性を確保します

- バーベキュー利用等で賑わっている河川敷と、干潟やヨシ原群落との間に緩衝帯を設け、河川敷と水辺との連続性を確保します。

◇干潟やヨシ原を保全しながら、自然と淀川的环境を学び、親しめる場を創出します

- 淀川の特徴的な自然環境である干潟やヨシ原の存在を知り、学び、親しめる場づくりを進めます。

◇多目的に利用できる広場を確保します

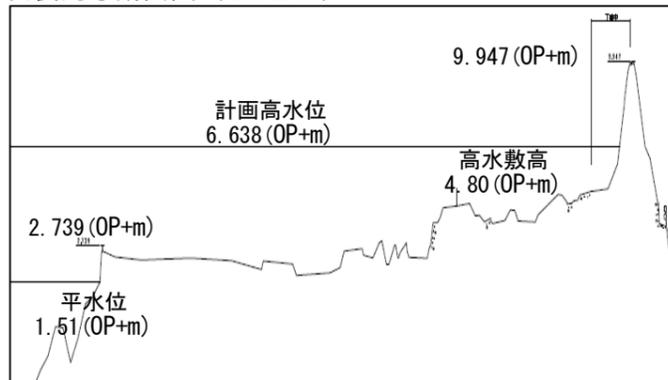
- 十三野草地区の草花苑の見直しを行い、多様な主体がさまざまな目的で利用できる広場を整備します。
- バーベキューエリアや、多目的広場の利用ルールづくりに取り組みます。また、利用ルールの効果的な周知を図ります。

◇淀川と地域の歴史を活かし、伝える公園づくりを目指します

- 十三の渡しなど、淀川とまちとのつながりの歴史について知り、学べる公園となるよう、情報発信に取り組みます。

3. 西中島・十三野草地区の整備計画（案）

代表的な断面図（8.2k）



3. 情報板の設置
・地区の概要を説明する情報板の設置

5. バーベキューエリアの整備
見直し
・噴水の撤去
・バーベキューエリア区画の明示等
範囲の見直し

淀川河川公園基本計画におけるゾーニング



2. 草花苑の廃止
・草花苑の跡地の多目的広場化

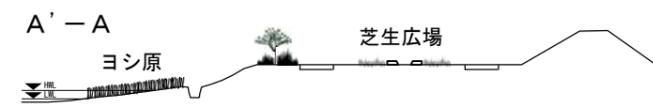
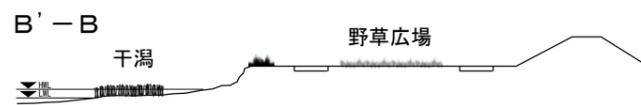
1. ~~干潟へのアクセスの改善~~
~~干潟の環境学習等を安全に行うための干潟に降りる階段等の整備~~

7. 自然環境の連続性の確保
・高水敷(法肩部分)の切り下げ
(切り下げの必要性、方法を地域協議会にて検討する)
・現状の管理用道路の固い表層をほぐし、植生の再生の誘導による自然環境の連続性の確保

4. 高木の植栽
・芝生広場への高木の植栽による日陰の確保
・地区全体で数本植栽予定

6. 野犬水路の通水性の改善 (野犬対策の強化)
・ヨシ原→再生干潟の野犬水路の通水性の改善による野犬の隔離機能の強化
・ヨシ原の環境学習への活用
・野犬水路の通水性の改善
・野犬水路の下流側への水面の確保(要検討)

8. 運動施設(野球場)の廃止
・野球場の跡地の多目的広場化



※およそ5年程度または20~30年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。
※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

■ 4. 西中島・十三野草地区の維持管理計画（案）

9. 公園に隣接する自然環境エリアの利用
 ルールの運用
 ・十三干潟、再生干潟・ヨシ原の利用ルールの運用

9. 公園に隣接する自然環境エリアの利用
 ルールの検討
 ・十三干潟の利用ルールづくり
 （貝類の生育環境の保全のための立入制限等）
 ・再生干潟・ヨシ原の利用ルールづくり
 （野鳥の生息環境の保全のための立入制限等）
 ・**利用ルールの周知方法の検討**

5. バーベキューエリア利用ルールの運用

5. バーベキューエリア利用ルールの検討
 ・~~利用者数の制限~~・予約制やゴミ処理費用の有料化
 等の試行

3. 情報板の管理
 ・情報板の劣化、破損等への対応

12. 芝生広場の管理
 ・適切な草刈の実施

■ 淀川河川公園基本計画におけるゾーニング



写真撮影時期：平成 21 年 4 月

10. 多目的
 広場の管理
 ・適切な草刈
 の実施

11. 野草広場の管理
 ・生物生息環境保全のための適切な
 草刈方法(頻度、時期、草丈等)の検討
 ・実験による草刈方法(頻度、時期、草
 丈等)最適化の検証

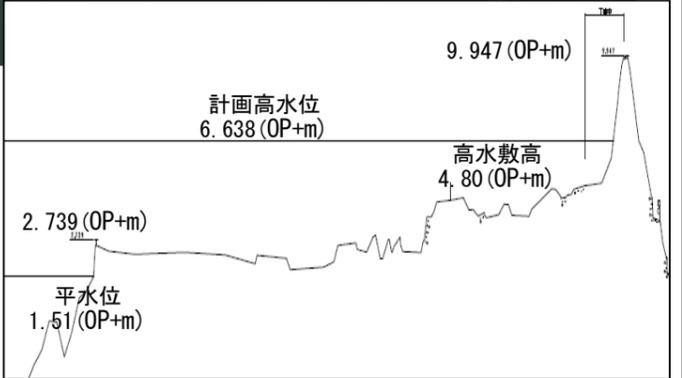
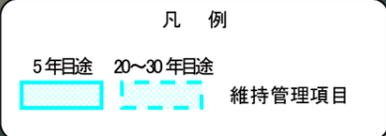
~~干潟へのアクセス~~
 経路の管理
 ・~~階段等の安全性の確保~~
 (劣化、破損等の修繕)

7. 自然環境の
 連続性の確保
 ・河畔林の伐木
 ・不法占用の撤去

13. 河畔林の
 適切な管理
 ・高木の間引き

4. 高木の管理
 ・適度な剪定の実
 施

14. 多目的広
 場の管理
 ・適切な草刈の
 実施



※およそ5年程度または20~30年程度を目途として、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目 (黒)：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容
 整備項目 (赤)：現地見学会の結果に基づく修正内容

■ 5. 西中島・十三野草地区の整備・維持管理内容（案）

ゾーニング	地区	整備項目		維持管理項目	
		5年目途の短期	20～30年目途の長期	5年目途の短期	20～30年目途の長期
自然環境保全 ・再生ゾーン	西中島・ 十三野草	—	6. 野犬水路の通水性の改善（ 野犬対策の強化 ） ヨシ原～再生干潟の野犬水路の通水性の改善による野犬の隔離機能の強化 ヨシ原の環境学習△の活用 ・野犬水路の通水性の改善 ・野犬水路の下流側への水面の確保（要検討）	9. 公園に隣接する自然環境エリアの利用ルールの検討 ・十三干潟の利用ルールづくり（貝類の生育環境の保全のための立入制限等） ・再生干潟・ヨシ原の利用ルールづくり（野鳥の生息環境の保全のための立入制限等） ・利用ルールの周知方法の検討	9. 公園に隣接する自然環境エリアの利用ルールの運用 ・十三干潟、再生干潟・ヨシ原の利用ルールの運用
		—	7. 自然環境の連続性の確保 高水敷（法肩部分）の切り下げ （切り下げの必要性、方法等を地域協議会にて検討する） ・現状の管理用道路の固い表層をほぐし、植生の再生の誘導による自然環境の連続性の確保	—	7. 自然環境の連続性の確保 ・河畔林の伐木 ・不法占用の撤去
水辺環境保全 ・再生ゾーン	十三野草	1. 干潟△のアクセスの改善 干潟の環境学習等を安全に行うための、干潟に降りる階段等の整備	—	4. 干潟△のアクセス経路の管理 階段等の安全性の確保（劣化、破損等の修繕）	—
	西中島	—	—	—	13. 河畔林の適切な管理 ・高木の間引き
多目的利用 ゾーン	十三野草	2. 草花苑の廃止 ・草花苑の跡地の多目的広場化	—	10. 多目的広場の管理 ・適切な草刈の実施	—
		—	—	11. 野草広場の管理 ・生物生息環境保全のための適切な草刈方法（頻度、時期、草丈等）の検討 ・実験による草刈方法（頻度、時期、草丈等）最適化の検証	—
	西中島	3. 情報板の設置 ・地区の概要を説明する情報板の設置	—	3. 情報板の管理 ・情報板の劣化、破損等への対応	—
		4. 高木の植栽 ・芝生広場への高木の植栽による日陰の確保 ・地区全体で数本植栽予定	—	4. 高木の管理 ・適度な剪定の実施	—
		5. バーベキューエリアの整備 見直し ・噴水の撤去 ・バーベキューエリア 区画の明示等 範囲の見直し	—	5. バーベキューエリアの利用ルールの検討 ・利用者数の制限、予約制やゴミ処理費用の有料化等の試行	5. バーベキューエリアの利用ルールの運用
		—	—	12. 芝生広場の管理 ・適切な草刈の実施	—
—	8. 運動施設（野球場）の廃止 ・野球場の跡地の多目的広場化	—	—	14. 多目的広場の管理 ・適切な草刈の実施	

注)

1. 「淀川河川公園基本計画」(H20.8、国土交通省近畿地方整備局)の対象期間がおおむね20～30年間とされていることから、公園整備計画の内容は、5年程度を目途とした短期的な事項、5年を超え20～30年を目安とした長期的な事項に分類しました。

2. ゾーニングの定義は、

1) 自然環境保全・再生ゾーン : 干潟や砂州等の淀川特有の自然環境の保全・再生を優先、人の立ち入りを抑制するゾーン

2) 水辺環境保全・再生ゾーン : 河川敷の切り下げなどの河川形状の修復の取り組みにより、水陸移行帯等を保全・再生することで、生態系のネットワーク化を図り、自然環の特性を損なわない中での散策や観察など自然と触れ合う公園利用を行うゾーン。

3) 多目的利用ゾーン : 世代を問わず多様な利用者が、安全かつ快適に楽しむゾーン

3. 本資料は、淀川河川公園基本計画の整備方針及び基本計画改定委員会の検討内容に基づいて作成した素案です。地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となる場合があります。

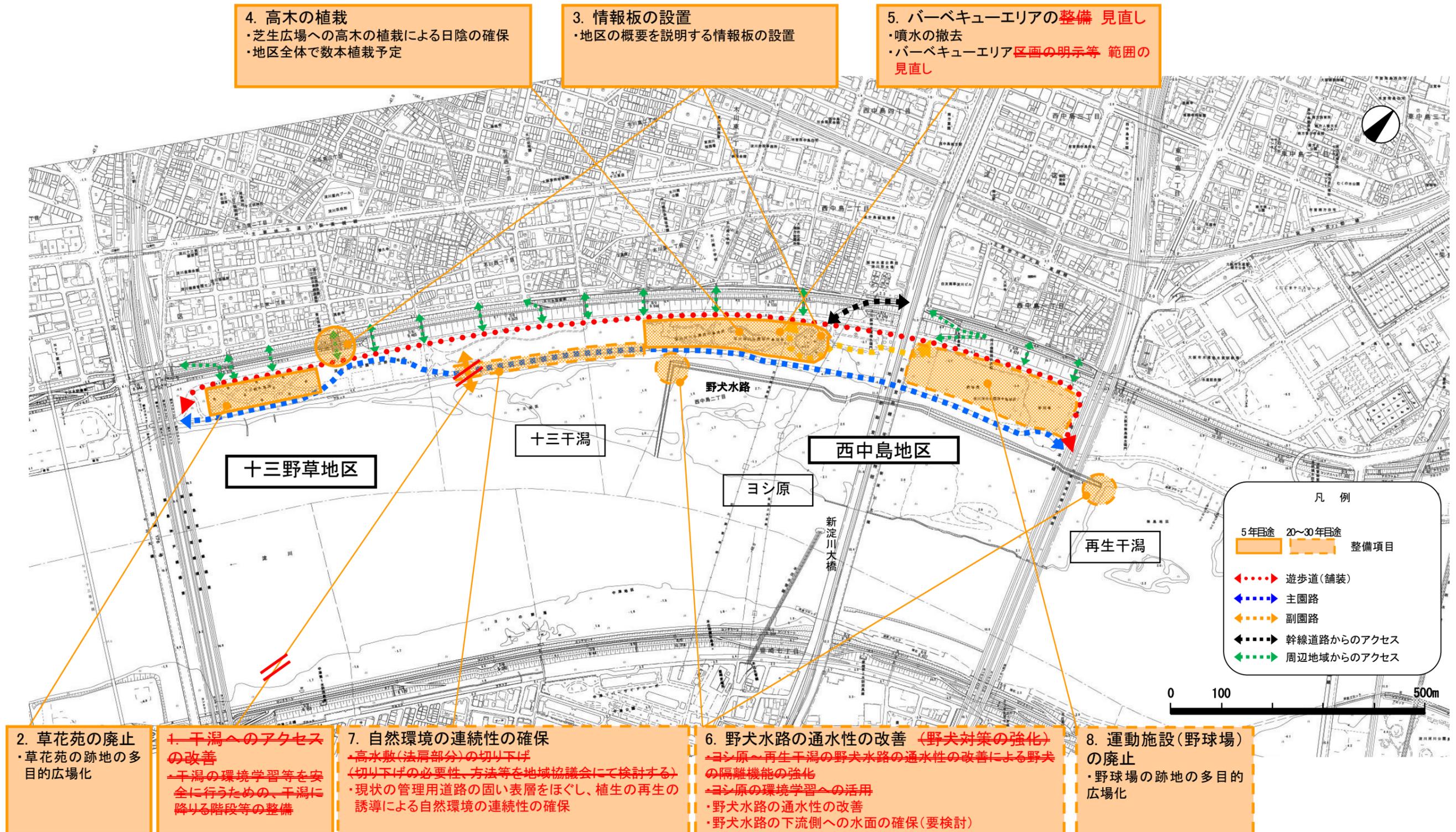
※およそ5年程度または20～30年程度を目途として、整備・再整備、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。

※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となる場合があります。

整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容

整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容

■ 6. 西中島・十三野草地区の整備計画図（案）



4. 高木の植栽
 ・芝生広場への高木の植栽による日陰の確保
 ・地区全体で数本植栽予定

3. 情報板の設置
 ・地区の概要を説明する情報板の設置

5. バーベキューエリアの整備 見直し
 ・噴水の撤去
 ・バーベキューエリア区画の明示等 範囲の見直し

2. 草花苑の廃止
 ・草花苑の跡地の多目的広場化

1. 干潟へのアクセスの改善
 ・干潟の環境学習等を安全に行うための、干潟に降りる階段等の整備

7. 自然環境の連続性の確保
 ・高水敷(法肩部分)の切り下げ
 (切り下げの必要性、方法を地域協議会にて検討する)
 ・現状の管理用道路の固い表層をほぐし、植生の再生の誘導による自然環境の連続性の確保

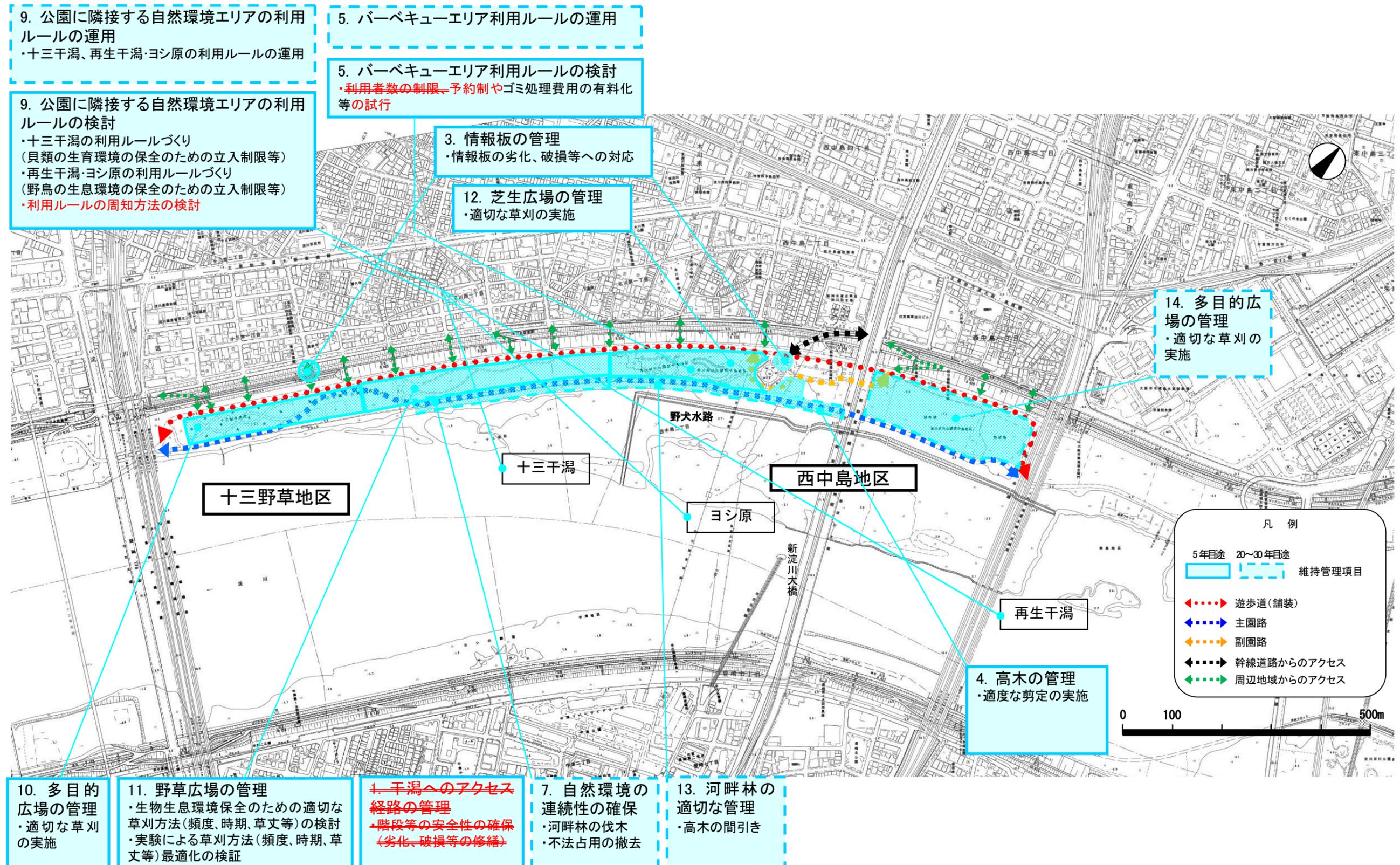
6. 野犬水路の通水性の改善 (野犬対策の強化)
 ・ヨシ原～再生干潟の野犬水路の通水性の改善による野犬の隔離機能の強化
 ・ヨシ原の環境学習への活用
 ・野犬水路の通水性の改善
 ・野犬水路の下流側への水面の確保(要検討)

8. 運動施設(野球場)の廃止
 ・野球場の跡地の多目的広場化

※およそ5年程度または20～30年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目 (黒)：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容
 整備項目 (赤)：現地見学会の結果に基づく修正内容

■ 7. 西中島・十三野草地区の維持管理計画図（案）



※およそ5年程度または20~30年程度を目途として、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目(黒): 第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容
 整備項目(赤): 現地見学会の結果に基づく修正内容

■ 8. 西中島・十三野草地区の整備イメージ（案）

写真撮影時期：平成 21 年 4 月

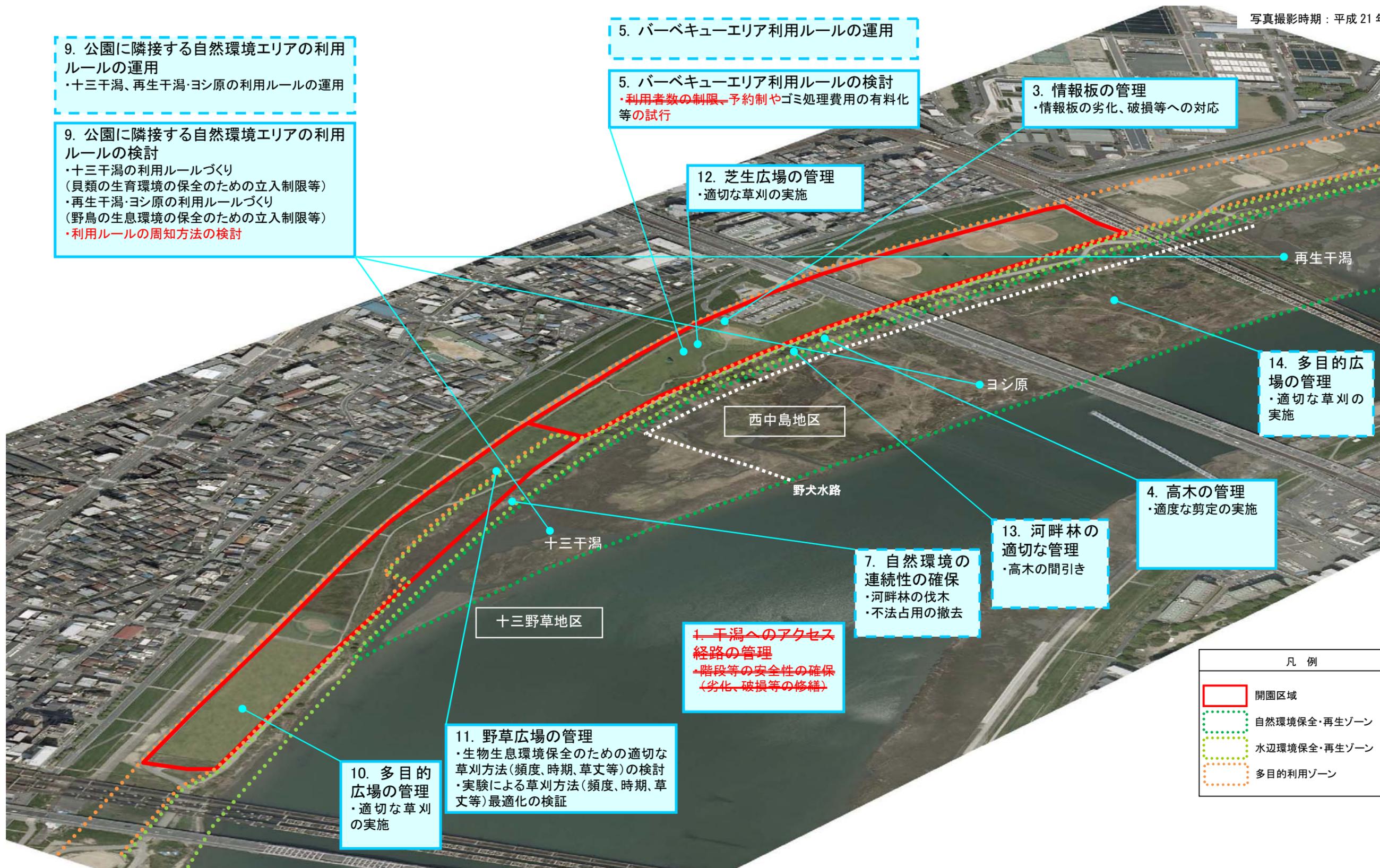


※およそ5年程度または20～30年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。
※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容
整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容

■ 9. 西中島・十三野草地区の維持管理イメージ（案）

写真撮影時期：平成 21 年 4 月



※およそ5年程度または20~30年程度を目途として、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容
 整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容